

税務訴訟資料 第263号-7 (順号12131)

最高裁判所 (第三小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号 所得税更正処分取消等請求上告受理事件
国側当事者・国

平成25年1月22日不受理・確定

(第一審・大阪地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成23年5月27日判決、本資料2
61号-102・順号11692)

(控訴審・大阪高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成23年11月17日判決、本資料2
61号-220・順号11810)

決 定

| | |
|-----------|----------|
| 申立人 | 甲 |
| 同訴訟代理人弁護士 | 児玉 実史 ほか |
| 相手方 | 国 |
| 同代表者法務大臣 | 谷垣 禎一 |
| 同指定代理人 | 北濱 基紀 |

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められな
い。

平成25年1月22日

最高裁判所第三小法廷

| | |
|--------|--------|
| 裁判長裁判官 | 田原 睦夫 |
| 裁判官 | 岡部 喜代子 |
| 裁判官 | 大谷 剛彦 |
| 裁判官 | 寺田 逸郎 |
| 裁判官 | 大橋 正春 |